

HAMURA Plans for Children

本 編





## 第一章

# 計画の策定にあたって



## 1 | 計画策定の背景と趣旨

国では、急速な少子化の進行と人口減少、児童虐待の相談<sup>○</sup>や不登校の件数<sup>○</sup>が過去最多になるなど、子供を取り巻く環境は深刻な状況にあります。

そのような状況の中、幼児期までの子供の健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策の企画立案・推進を担う、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。

同年同月には「こども施策<sup>○</sup>」を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」第10条では、市町村こども計画について、市町村は、「こども大綱」（都道府県こども計画が定められているときは、「こども大綱」及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における「こども施策」についての計画を定めるよう努めるものとされています。

令和5年12月には、「こども基本法」第9条に基づき、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神<sup>○</sup>にのっとり、次代を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指して、「こども施策」を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

市では、平成27年3月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化を踏まえた、子供・子育て施策の推進に取り組んできました。

今後は、「こども基本法」や「子ども・子育て支援法」に基づき、子供・子育て施策を一体的に推進することが求められています。

このような背景を踏まえて、羽村市こども計画を策定します。

## 2 | 計画の位置づけ

本計画は、「こども大綱」、「東京都子供・子育て支援総合計画」及び「東京都子供・若者計画」を勘案して策定しています。また、市の総合的なまちづくりの指針である「羽村市長期総合計画<sup>○</sup>」との整合を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」、「羽村市生涯学習基本計画」などの子供・子育てに関する各種分野別計画、個別計画とも整合を図っています。

また、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と同様に、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画とし、既存の各法令に基づく計画と一体的に策定し、羽村市の「こども施策」全体を包含した計画として策定しています。

### 一体のものとして策定した各計画

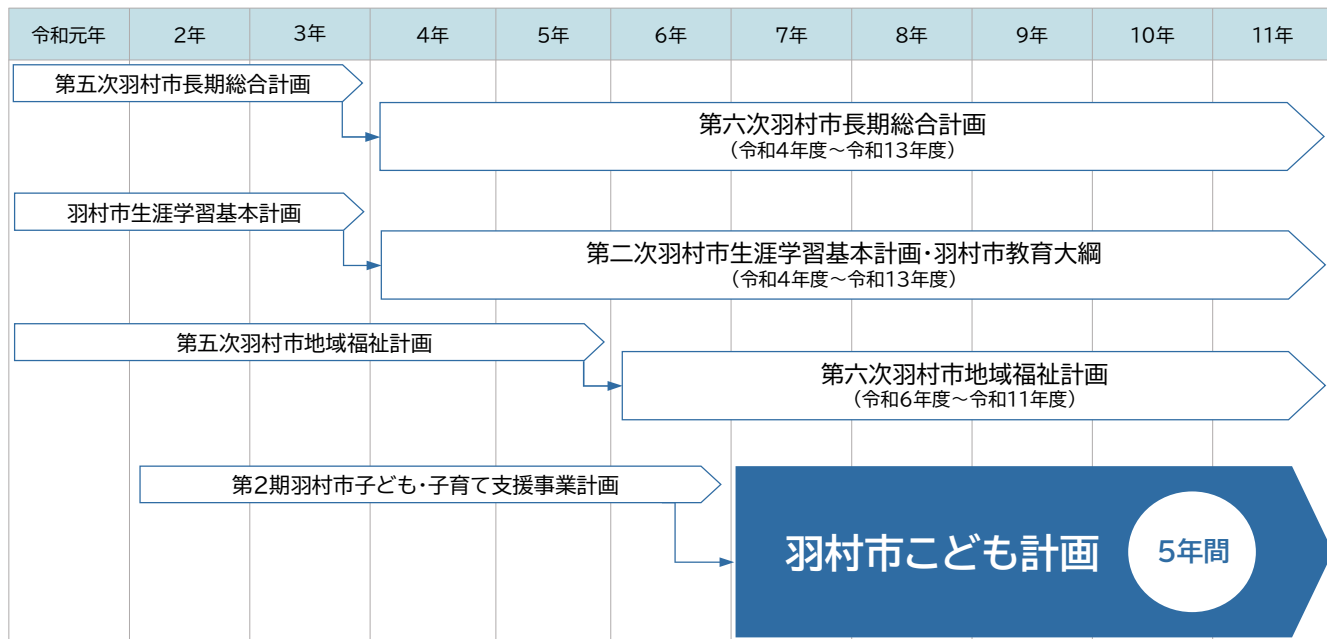
- 1 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 2 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

### 計画の位置づけのイメージ



### 3 | 計画の期間

羽村市子ども計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。



### 4 | 計画の対象

本計画の対象は、「こども基本法」と同様に、「子供(心身の発達の過程にある者)」を対象とします。また、子育て世帯も対象とします。施策内容は、対象者に応じて柔軟に対応していきます。

#### 【参考】各法令等における子供・若者の区分

条約等の名称	呼称	区分
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
東京都こども基本条例	こども	18歳に満たない者
民法	未成年者	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者